

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」という。）が令和元(2019)年12月1日に施行されました。

国は、令和2(2020)年10月27日、基本法第9条第1項に基づき、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの約3年間の計画期間として、「循環器病対策推進基本計画」を策定し、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」等の幅広い循環器病対策に総合的に取り組むことにより、健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少を目指すこととしました。

県は、このような状況を踏まえ、基本法第11条第1項に基づき、国の「循環器病対策推進基本計画」を基本として、本県の循環器病に係る実情を踏まえ、地域の特性に応じた「栃木県循環器病対策推進計画」を策定し、循環器病対策の一層の推進を図ることとします。

2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第11条第1項の規定による法定計画であり、国の「循環器病対策推進基本計画」を基本とし、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」、「栃木県保健医療計画(7期計画)」、「とちぎ健康21プラン(2期計画)」、「はつらつプラン21(八期計画)」、「栃木県傷病者搬送・受入実施基準」等の関連施策との整合性を図りつつ、本県の循環器病対策の基本的な方向性を定めるものです。

3 計画期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

4 SDGsの達成に向けた取組

SDGsは、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では2016年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs実施指針」を策定しました。

本県においてもSDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○ 「SDGs」を達成するための具体的施策

施策の体系	主なターゲット
(1) 循環器病予防の取組の強化	
①循環器病の予防や発症時の対応等に関する普及啓発 ②特定健康診査、特定保健指導等の実施率向上に向けた取組	3、13、17
(2) 循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実	
①救急救護体制の整備 ②病期に応じた専門的医療提供体制の構築 ③在宅療養が可能な環境の整備	3
(3) 循環器病患者等を支えるための環境づくり	
①循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 ②循環器病の後遺症を有する者に対する支援 ③治療と仕事の両立支援・就労支援	3、8、17
(4) 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備	
① 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備	3